

# せいそう 速報 労働者

2011年7月21日

NO.1009

東京清掃労働組合  
中央執行委員会  
教育宣伝部

## 中野区で差別落書き事件

### ごみ袋に「だまってもってけ糞ゴミ屋」

絶対に許せない



中野支部、  
区当局に申し入れ

6月29日(金)、中野区で差別落書き事件が起きました。商店街を収集中の組合員が、赤いマジックで「だまってもってけ糞ゴミ屋」と書かれたごみ袋を発見したものです。

東京清掃は、清掃職業差別を始めとするあらゆる差別撤廃に向けた運動を進め、人権意識の向上を図ることを大きな運動の柱と位置付けてきました。1995年の千歳清掃事業所の部落差別メモ事件以降も、残念ながらいくつかの清掃事務所や清掃工場で心無い差別事件は起きましたが、その都度、関係者が一同に会して真相究明や対策会議を開いてきました。事件を決して覆い隠すのではなく、事件が起きた背景や原因、動機などを解明することで全ての差別根絶に向けた取組みを進めてきたのです。今回の事件も収集中の組合員が「これはひどい」と思い、袋を開けないで事務所に持ち帰り、支部や所属長立会いのもとで中身の確認を行うという正しい対応が取られました。

多くの差別事件は、人間関係や職場や社会環境に対する不満のはけ口として起きています。今回の事件は、清掃という職業に対する明らかな差別であると同時に、分別に対する無理解やごみの排出のモラルの欠如も考えられます。

中野支部は、7月20日に支部の組合員40人が参加する申し入れを中野区当局に対し

行いました。

本部からも中野区担当常任の染書記長が参加し「わが組合にとって全ての差別撤廃は大きな運動の柱。犯人探しを主眼とするのではなく、何故こういう事件が起きたのか、その原因究明を行い再発を防ぐことこそ重要。支部との協議の上で区としての適切な対応を求める」こと等を申し入れました。その後、齋藤支部長から別紙申し入れ書に沿って①再発防止のための対策をすること②清掃事業や分別のルールについて、啓発活動をこれまで以上に取り組むこと③今後の対応について、わが組合との意見交換、協議を行うこと等を申し入れました。

昨年10月20日、10年目職員(同和問題)共同研修で、清掃職場や職員に対する講師の差別的な発言が大きな問題となり、事実確認や今後の対応について協議が行われている経過にあります。現場では清掃職業に対する無理解から今回のような事件が起きる一方で、職場環境の改善に努めなければならない管理職が共同研修という公の場で問題発言をするのでは、憤慨するばかりです。

引き続き全ての差別撤廃に向けた運動を進め、差別のない社会の実現に向けてさらなる奮闘をしなければなりません。今回の事件に対しては、本部としても中野支部と緊密な連携を図りながら、区当局に対し適切な対応を求めています。



7月20日、中野区当局に対し40名規模による申し入れを実施  
区側からは「重大な人権問題」という認識が示される



齋藤支部長から『申し入れ書』を手交

#### 【申し入れを受けた尾崎環境部長コメント】

申し入れは承りました。今回の件は既に区長にも伝えました。区長も「これはひどい」と言っていました。

区としても、今回の事件は重大な人権問題であると認識しております。皆さんからの申し入れのあった趣旨を踏まえ、皆さんとともに適切な対応に務めて参ります。

#### 【清掃（10年目）研修事件について】

昨年10月20日の10年目職員共同研修(同和問題)で講師の問題発言が明らかになって以降、三回にわたる『事実確認会』や幾度にわたる窓口協議を実施してきました。講師本人が「言葉が足らなかった」「配慮が足りなかった」「説明が不十分だった」という言い方に終始してきたことから、受講生の証言に対する事実確認のために多くの時間が費やされました。

最終的に、不適切な発言で職業差別や部落差別を助長することになり、受講生に間違った認識を植え付けることになったこと等を、四者(東京清掃、部落解放同盟都連、講師所属区、研修所)の間で確認するに至り、講師本人も「差別を助長する発言になってしまった」と延べ、差別を助長する研修内容であったことを認めたことから、今後の協議は次の段階に入ることになりました。

研修所に対しては、再発防止のための研修の充実・改善を求め、講師所属区に対しては、移管後の行政当局の姿勢を糾していくことが必要です。7月26日には講師所属区との話し合いが持たれます。

## ごみ袋差別落書き事件について（報告）

報告日：2011年6月30日、7月7日

洞下 一浩 / 中野区担当中執

### ★ 6月29日

午前7時50分頃、中野駅北口商店街を収集中に「だまってもってけ糞ゴミ屋」と書かれた事業系シールの貼付された袋を組合員が発見した。

清掃事務所に連絡してごみ袋を事務所に持ち帰り、所長以下立会いのもとで中身を確認し、排出者を特定した。

昼休みに清掃事務所長に対し、支部委員長、支部書記長で事実経過の確認、今後の対応について申し入れた。① 排出者への適切な対応をすること ② 清掃職業差別の落書きであり人権問題であることから、中野区として人権啓発での今後の対応を行うこと ③ 「だまってもってけ」ということは、区の清掃事業(分別ルール)の理解がされていない。当事者も含め啓発に向けた対応をすること

所長からは「重大な問題であることから環境部長へも報告をした。排出者が特定できたので夕方には確認と調査に行く」という対応を確認した。

### ★ 6月30日

所長から排出者への確認と指導の経過について報告を受けた。

排出者は「ごみの排出はしたが、落書きについては自分ではない」と主張し、所長からは「職員と職業を侮辱した内容」であることを説明し、再度確認を求めたが「自分ではない」という主張を繰り返したということであった。

分別もされていなかったことから、そのことについての指導を行い、排出者(と思われる)事業者への指導を終えた。

全体集会を開き、経過の報告と、今後中野区に対し適切な対応を求めていくことを報告した。

※ 排出者は10日ほど前から有料シールを貼付せず排出していたため、取り残しを行った。今後の対応について担当職員と技能長で調整をしている中での差別落書き事件となった。排出者は落書きについて否定していますが、不適切な排出への対応に対する不満がこのような行動に出たのではないかと推察されます。

前述の内容で、区に対し適切な対応をするように申し入れを実施します。

### ★ 7月6日

中野区に対して申し入れを行う前段で、人権担当副参事と意見交換を行いました。

副参事は今回の事件は「名誉毀損を含めた人権問題である」との認識を示しており、基本的には組合と同様の認識を持っています。しかし、今後の対応については組合側が求めている「個別案件の周知と今後の対策」について、特に個別案件の周知については、今後類似の事件を誘発してしまうことも考えられると、消極的な考えです。対応としては、「清掃事業の無理解とそこで働く職員への偏見があることから、清掃事業の啓発を優先して行ったほうが良いのでは」という考え方です。

組合としては、落書きの当事者が名乗り出ないことから、商店街や区民に対して何らかの形で今回の事件を周知し、再発防止の対策を行うことが必要であると伝えました。

今後、申し入れ以降、具体的に対策について意見交換を行うことを確認して終了しました。

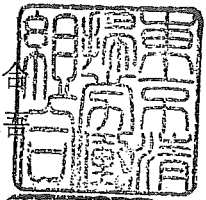
※ 申し入れについては7月20日(水)の予定です。



2011年 7月 20日

中野区長  
田中大輔様

東京清掃労働組合  
中央執行委員長 西川卓青



東京清掃労働組合中野支  
執行委員長 齋藤守



### 「ごみ収集袋への清掃差別落書き」についての申し入れ

日頃、中野区政発展に向けた貴職のご尽力に敬意を表します。

6月29日午前7時50分ごろ、清掃事務所職員が中野駅北口商店街を収集中に「だまって もってけ 糞ゴミ屋」と書かれたごみ袋を発見しました。職員はすぐに清掃事務所に連絡し、ごみ袋を引上げ清掃事務所長以下作業係がごみ袋と中身を確認しました。中身については分別がされておらず、事業系有料シールについても容量不足でありましたが、排出者の特定については確認ができました。組合としては清掃事務所長に対し口頭で申し入れをし、排出者への指導等について確認をしました。翌日、清掃事務所長から指導結果の報告を受け、(排出者は未分別については認め、落書きについては認めず)事の重要性から全体に報告をしました。何人かの組合員からは「絶対に許せない！」と発言があるほど職場に怒りが満ちていました。

2003年夏に清掃労組本部が実施した全組合アンケート(清掃労組の全支部)の結果をみると「以前の印象は、働いている現在とどう変わりましたか」という質問に対し「思ったよりきつい仕事だ」(35%)と受け止めるとともに、「思ったよりやりがいのある仕事だ」(40%)と受け止める人が多くいました。しかしアンケートでは「職業を理由に差別された」と感じたことのある人は70%近くとなり、仕事に「ごみ屋(さん)」と呼ばれた職員は60%を超えていました。ごみ屋さんと言われ傷ついた職員は多くいます。今回の「糞ゴミ屋」という落書きについては、毎日の酷暑の中で快適な区民生活を守るために職務に専念している清掃事務所職員を傷つけるものであり、侮辱しているものであります。また、区の職員のみならず清掃作業に従事している労働者に対しても同様であります。断じて見過ごすわけにはいきません。

「だまってもっていけ」ということは「分別をしていなくても事業系シールが未貼付であっても収集をしろ!おまえらは出されたものを持っていけ!」ということであり、中野区清掃事業への理解がなく、分別ルールについても守る気がありません。20

00年以降、中野区を含めた23区は各区の特性をいかした「各区独自の清掃事業を」と様々な施策、それに伴う分別ルールを含めた啓発を私たち清掃事務所職員が先頭に行ってきました。同時に中野区は人権啓発の活動や清掃事業の啓発等に取り組んできましたが、今回の落書きの内容をみるならば、これまでの取り組みが不十分だったと言わざるを得ません。清掃事業に対する間違った認識から、その鬱憤を「糞ゴミ屋」という清掃差別の言葉を使い清掃職員を侮辱し、清掃事業に携わる労働者の人権を否定しています。許すことはできません。

私たち東京清掃労働組合中野支部は、今後も清掃事業への理解を進めるとともに、人権問題としてあらゆる差別を許さない立場から、中野区に対して下記の対応を求めます。

#### 記

- 1 中野区は今回の事件について再発防止のための対策をすること。
- 2 中野区は清掃事業や分別ルールについて啓発活動をこれまで以上に取り組むこと。
- 3 上記項目の対応については組合と意見交換、協議をすること。

以上

